

毎週火・金曜日発行(当日が休日になるときは、休日の翌日)

福 島 県 報

目 次

告 示

○大規模小売店舗立地法附則第五条
第一項の規定により変更の届出があつた件 五二

○廃川敷地等が生じた件 五二

公 告

○特定非営利活動法人の設立の認証

告 示

福島県告示第六百七十五号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)附則第五条第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があつた。なお、当該届出及び法第六条第三項において準用する同法第五条第二項に規定する添付書類を平成二十二年十一月五日から平成二十三年三月七日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び福島市総務部情報管理課市民情報室に備え置いて縦覧に供する。

平成二十二年十一月五日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

曾根田ショッピングセンター 福島県福島市曾根田町十二番地一

二 変更しようとする事項

大規模小売店舗内の店舗面積の合計

の申請があつた件

○土地改良区の役員が就退任した旨

届出があつた件二件

○土地改良区の清算人が退任した件

○地域森林計画の案を定めた件

○地域森林計画の変更案を定めた件

三件

福島県選挙管理委員会

○不在者投票のできる施設として指定した件

五三

(変更前) 一万七千二百八十平方メートル
(変更後) 一万二千二百三十三平方メートル

三 変更しようとする年月日

平成二十三年六月二十三日

四 届出年月日

平成二十二年十月二十二日

五 届出をした者

株式会社福島まちづくりセンター

(商業まちづくり課)

福島県告示第六百七十六号

河川区域の廃止により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令(昭和四十年政令第十四号)第四十九条の規定により、次のとおり公示する。

その関係図面は、福島県土木部河川港湾総室河川計画課及び福島県中建設事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十二年十一月五日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 河川の名称 一級河川阿武隈川水系泉郷川

二 廃川敷地等が生じた年月日 平成二十二年十一月五日

三 廃川敷地等の位置

石川郡玉川村大字蒜生字羽根石百八番一地先

四 廃川敷地等の種類及び数量

土地(河川管理施設を含む。) 一七五・五九平方メートル

(河川計画課)

公 告

公告第三百六十七号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の申請があつたので、次のとおり公告する。

平成二十二年十一月五日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 申請のあつた年月日

平成二十二年十月二十五日

二 名称

特定非営利活動法人福島環境カウンセラー協会

三 代表者の氏名

長澤 利枝

四 主たる事務所の所在地
 福島県いわき市泉ヶ丘一丁目十五番地の十四
 五 定款に記載された目的

この法人は、地球環境の保護・改善に対して、行政、事業者、市民団体及び一般市民などと連携し、環境保全意識の高揚、環境経営の構築・推進、人材育成等の方策に關する事業を行い、現在及び将来に係る人類共通の課題である地球環境保全に寄与することを目的とする。

(文化振興課)

公告第三百六十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任し、及び就任した旨届出があった。

平成二十二年十一月五日

福島県知事 佐藤 雄 平

土地改良区の名称
 二本松市土地改良区

退任した役員
 役別 氏名 住所

理事	三保 恵一	二本松市永田馬保内三七番地
同	今福 松司	市成田町一丁目一四七番地一
同	小沢 幸一	市休石一九番地
同	齋藤 源佑	市安達ヶ原五丁目一三番地一
同	高野 仁	市岳温泉四丁目一七五番地五
同	阿部 與一	市新田七五番地
同	熊田 秀義	市原七才木二九五番地
同	本田 一郎	市西町五番地
同	本多 繁	市館野一丁目二九一番地二
同	保住 彌藏	市大町一七五番地
同	橋本 正一	市鈴石東町一丁目三六七番地
同	三津間 一八	市石畑二四〇番地
同	伊藤 高義	市郭内二丁目四三五番地
同	安齋 孝行	市式部内六七番地
同	井上 寔	市杉田町一丁目一二三番地
同	佐藤 清壽	市高越屋戸二三番地
同	松浦 隆孝	市不動平五六番地
同	守屋 文吉	市沖二丁目三〇一番地
就任した役員		
役別	氏名	住所
理事	三保 恵一	二本松市永田馬保内三七番地

同	阿部 與一	市新田七五番地
同	保住 彌藏	市大町一七五番地
同	三津間 一八	市石畑二四〇番地
同	三浦 敏男	市鉄扇町二〇三番地
同	尾形 重光	市成田町一丁目一八五番地
同	高橋 幸二	市正法寺町一六二番地二
同	青野 一彦	市岳温泉深堀五〇番地
同	高橋 重郎	市箕輪二丁目八三番地
同	佐久間 喜夫	市片岸七〇番地一
同	橋本 正一	市鈴石東町一丁目三六七番地
同	齋藤 彰広	市安達ヶ原五丁目六八番地
同	鈴木 長右	市成田町一丁目五三五番地
同	守屋 文吉	市沖二丁目三〇一番地
同	丹野 喜三郎	市原七笠張四一五番地
同	武藤 文成	市宮本二六番地
同	大内 賢治	市三原町一三一番地
同	渡邊 利昭	市十神九八番地

(農村計画課)

公告第三百六十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任し、及び就任した旨届出があった。

平成二十二年十一月五日

福島県知事 佐藤 雄 平

土地改良区の名称
 東根堰土地改良区

退任した役員
 役別 氏名 住所

監事	西戸 宇一	伊達市保原町富沢字笹内四〇番地
就任した役員		
役別	氏名	住所
監事	佐藤 利光	伊達市保原町富沢字稲荷内六四番地

(農村計画課)

公告第三百七十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第六十八条第四項において準用する同法第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の清算人が退任した旨届出があった。

平成二十二年十一月五日

土地改良区の名称
常葉町土地改良区

福島県知事 佐藤 雄 平

退任した清算人

役別 氏名

住所

清算人	村上 英治	田村市常葉町常葉字東向三〇六番地
同	渡辺 鉄藏	同 市常葉町山根字屋形内三六番地
同	村上 武雄	同 市常葉町西向字柿平六五番地
同	坪井 剛	同 市常葉町関本字横道一三四番地
同	白岩 吉治	同 市常葉町小松山字一本松五三番地
同	早川 正義	同 市常葉町早稲川字柳渡戸一〇番地
同	遠藤 孝治	同 市常葉町鹿山字小林五五番地
同	渡辺 徹	同 市常葉町山根字萩平一番地

(農村計画課)

公告第三百七十一号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第五条第一項の規定により、奥久慈森林計画区に係る地域森林計画をたてる予定であるので、同法第六条第一項の規定により、その案を次のとおり縦覧に供する。

平成二十二年十一月五日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 縦覧に供する書類

奥久慈地域森林計画書案

二 縦覧の期間

平成二十二年十一月五日から同年十二月六日まで

三 縦覧の場所

福島県農林水産部森林林業総室森林計画課、福島県南農林事務所森林林業部

(森林計画課)

公告第三百七十二号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第五条第四項の規定により、会津森林計画区に係る地域森林計画を変更する予定であるので、同法第六条第一項の規定により、その案を次のとおり縦覧に供する。

平成二十二年十一月五日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 縦覧に供する書類

会津地域森林計画書変更案

二 縦覧の期間

平成二十二年十一月五日から同年十二月六日まで

三 縦覧の場所

福島県農林水産部森林林業総室森林計画課、福島県会津農林事務所森林林業部及び福島県南会津農林事務所森林林業部

(森林計画課)

公告第三百七十三号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第五条第四項の規定により、磐城森林計画区に係る地域森林計画を変更する予定であるので、同法第六条第一項の規定により、その案を次のとおり縦覧に供する。

平成二十二年十一月五日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 縦覧に供する書類

磐城地域森林計画書変更案

二 縦覧の期間

平成二十二年十一月五日から同年十二月六日まで

三 縦覧の場所

福島県農林水産部森林林業総室森林計画課、福島県相双農林事務所森林林業部及び福島県いわき農林事務所森林林業部

(森林計画課)

公告第三百七十四号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第五条第四項の規定により、阿武隈川森林計画区に係る地域森林計画を変更する予定であるので、同法第六条第一項の規定により、その案を次のとおり縦覧に供する。

平成二十二年十一月五日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 縦覧に供する書類

阿武隈川地域森林計画書変更案

二 縦覧の期間

平成二十二年十一月五日から同年十二月六日まで

三 縦覧の場所

福島県農林水産部森林林業総室森林計画課、福島県北農林事務所森林林業部、福島県中農林事務所森林林業部及び福島県南農林事務所森林林業部

(森林計画課)

福島県選挙管理委員会

福島県選挙管理委員会告示第八十六号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項又は第四項第二号（農業委員会等に関する法律施行令（昭和二十六年政令第七十八号）第六条、漁業法施行令（昭和二十五年政令第三十号）第九条若しくは第二十三条又は地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六条、第百十四条、第百七条若しくは第百八十四条において準用する場合を含む。）に規定する不在者投票のできる施設として、平成二十二年十月二十六日次のとおり指定した。

平成二十二年十一月五日

福島県選挙管理委員会
委員長 菊地 俊彦

施設の名 称	施設の所在地
介護老人保健施設檜葉ときわ苑	双葉郡檜葉町井出字上ノ原二二三